増田 武夫 議員

玉

町としての対策が求められ えていることを示しており 税が加入者の担税能力を超 ている。このことは、 13万円となり、滞納繰越 153万円、19年度20 不納欠損額は、 帯になっている。国保税の 帯の12・3%、537世 3億円になろうとし 滞納世帯は、 昨年度の国保税の 18年度2 加入世 国保

保険制度だ。 るのは世界に例がない医療 もの一部負担金が課せられ しながら医療費の1~3割 また、高額な国保税を納入

なっているか。また、資格 ①資格証明書を発行してい 証明書の発行を原則中止す る滞納者の収入状況はどう

現すべきと思うがどうか。 したがって、次のことを実

保税の減免制度の拡充を図 超えている。低所得者に国 ②不納欠損額が2千万円を

> り、 ③低所得者の

> 医療費一部負 と考えるが それが早期治療を可能にし 担金の軽減策をもうけよ。 ずべきではないか。 て、医療給付の削減となる 滞納を減らす方策を講

世帯である。 3月末現在で、 書発行の可能性のある方に 関しての収入状況は、本年 が、本町における資格証明 格証明書発行の実績はない 町長 ①本町では、資 対象世帯27

て、 300万円未満が1世帯と 0万円以上200万円未満 なっている。 が8世帯、200万円以上 各世帯の収入状況につい 万円未満が18世帯、 所得ベースでは、 10 10

策ではなく、 の原則中止については、こ 会を持つことに意義があり いることから単なる収納対 の制度が法律で規定されて 次に、資格証明書の発行 納付相談の機

> 等を受け、適切な対応をす づき、従前から特別に相談 と規定されていることに基 ②本町における減免対応に 現行制度を継続していきた るよう努めている。 税を減免することができる 事情のある者に対し、 認められる者または特別な 者もしくはこれに準ずると により生活が困窮となった 保険税条例の中で、 ついては、幕別町国民健康 いと考えている。 災害等 国保

て一律に減免を行う場合は、 さらに独自の基準を定め

りこれまでと同様に個別に とから、公平性を欠くこと 税の不納欠損が生じないよ の被保険者の負担になるこ 養給付費等負担金や、調整 ③国保税の減免制度と同様 うに努めていきたい。 することや分納して、国保 困難な方には、納付を猶予 対応したいと思うので、 になるので、現行制度によ 交付金の対象外のため、 に、所得基準を設けての画 的な独自の減免制度を行 的な減免については、 国保税の支払いが 他

うことは難しい。

医療費無料化 七十五才以上 を の高齢者

増している。 戦争を経験し、戦後復興で 無料となっていた。悲惨な かつては高齢者の医療費が

> どうか。 別町にしてほしいと思うが 上の高齢者の医療費を無料 てはならない。七十五才以 齢者に、悲しい思いをさせ 身を粉にして働いてきた高 にし、安心してくらせる幕

押し付けるなど、

厳しさが

に差別的な医療と高負担を

度が創られ、高齢者 後期高齢者医療制

度を行うことは難しい。 平性を欠き、独自の減免制 保険者の負担にななり、 国等の補填はなく、 他 の被 公

心に国民医療費が増大する

老人医療費を中

国民皆保険を維持し、

療 された。 平でわかりやすい独立した 世代の負担を明確化し、公 として、高齢者世代と現役 持続可能とするために、高 後期高齢者医療制度が導入 目的で、平成20年4月から 医療制度を創設するという 齢化社会に対応した仕組み 医療保険制度を将来に渡り

うことなどの観点から、高 思っている。 齢者の方にも一定の負担を であった時代もあるが、自 では止むを得ないものと いただくことは、 を国民公平に負担するとい のないようにして、医療費 ゴ受診などの不適切な受診 う自覚を持っていただくこ 分の健康は自分で守るとい と、病院のサロン化やハシ 確かに高齢者医療が無料 ある意味

画

難しいものと考えているの 進に向けて努めていきたい を行い、高齢者の福祉の増 報交換、及び意見交換など で、今後も他市町村との情 して無料化に取組むことは したがって、本町が率先